小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十四号に掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同条第十六号に掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。）	（略）
小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式ひらめ養殖業をいう。以下同じ。）	（略）
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十八号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第二十号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）	（略）
小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第二十一号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同条第二十二号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）	（略）
小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十三号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）	（略）
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十四号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十五号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十六号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）	（略）
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十三号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十六号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）	（略）

2　前項の申出が法第百二十四条の二第二項に規定する当初契約に係る法第八十条第一項の共済契約の締結の申込みと同時にされた場合には、当該当初契約に係る法第百二十四条の二第二項に規定する継続契約の全てについて、当該当初契約に係る前項の申出と同一の内容の申出がされたものとみなす。

小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十三号に掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（同条第十四号に掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。）	（略）
小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十六号に掲げる小割り式ひらめ養殖業をいう。以下同じ。）	（略）
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十八号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）	（略）
小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第二十号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同条第二十一号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）	（略）
小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十二号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）	（略）
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十三号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十四号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十五号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）	（略）
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十二号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十三号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）	（略）

2　前項の申出が法第百二十四条の二第二項に規定する当初契約に係る法第八十条第一項の共済契約の締結の申込みと同時にされた場合には、当該当初契約に係る法第百二十四条の二第二項に規定する継続契約のすべてについて、当該当初契約に係る前項の申出と同一の内容の申出がされたものとみなす。